

第 8 回改革推進会議議事要旨

日 時 平成 19 年 9 月 14 日 (金)

13 : 30 ~ 15 : 08

場 所 島根県職員会館 多目的ホール

開 会

委員長

それでは定刻になりましたので、ただいまより第 8 回改革推進会議を開催いたします。

去る 8 月 8 日には、皆様の非常に熱心な御議論を経まして知事あてに提言を提出したところでございます。これについてはさまざまな報道もなされ、その後、県の方でも種々検討されまして、「財政健全化基本方針(案)」を先日発表されたところでございます。

前回の会議の最後のところで御了承いただきましたように、「提言」にも盛り込んでございますが、この会議といたしましても島根県による財政健全化の取り組みについて実施状況をフォローアップしていくということ、さらに今後とも県の財政運営のあり方について意見を述べさせていただくと、こういった役割を果たしていくこととしているところでございます。

本日は、この「財政健全化基本方針(案)」について、事務局の方から御説明をいただきました上で、今後、進められるような改革もろもろあるかと思いますが、こういったことに対する皆様方の忌憚のない御意見をちょうだいしたいということで、会議を開催させていただきました。どうぞ忌憚のない御意見をいただきまして会議としての役割を果たしていきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、溝口知事さんにもお越しいただいていますので、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

知事

本日は、お忙しいところ、この第 8 回改革推進会議を開催され、私どもにその後の状況を説明する機会を与您いただきまして、まことにありがとうございます。

この改革推進会議は、精力的に 7 回の会合を開かれ、うち 3 回は各地で公聴会なども行われ、8 月 8 日には私に対しまして「提言」をいただいたわけでございます。

その後、議会でもこの「提言」についての議論を行い、「提言」をもとにいたしまして作り出した「骨子」についても御議論いただき、議会の方からも御意見をちょうだい

たしたり、あるいはメールでありますとか、あるいは手紙等で県民の方々からもいろんな御意見をいただきまして、先般9月12日に、「基本方針(案)」、私どもとしての案をおつくりをいたして公表したところであります。同じ日に、議会におきましてやはりいろんな議論をいただいております。それから、やはりこの基本方針の中では給与の特例減額といった厳しい問題もあり、職員組合の方々とも話を始めておるところでございます。

本日は、皆様方に私どもが「提言」等をベースにいたしましてつくりました「(案)」を説明して、また御意見もちょうだいをいたしたいと思っておるところでございます。

それから、委員長からお話がありましたように、これで財政の健全化、行政の改革が終わったわけではありませんで、これから始まるわけございまして、やはり実施の過程でいろいろ問題も出てくると思います。それから、皆様方にもそういう折に御意見もいただかなければならないと思っておるわけございまして、私どもといたしましては、今度はやや具体的な問題ごとに必要に応じまして小委員会のようなものをつくらせていただきまして、また皆さんの御意見をちょうだいするようなことにいたしたいと思っております。

私どもの「基本方針(案)」につきましても、議会での議論あるいは職員組合との議論、いろいろ意見も出ております。

1つは、財政の健全化の考え方はわかったけども、わかったというのは私どもの考えはわかったけども、島根全体はどうなることを考えているのかとか、そのために何をするのかといったようなことにつきまして御意見、御質問は多いわけございしますが、その点につきましては財政健全化の作業と並行しまして、「島根総合発展計画」の作成の作業をやっております。これはやはり審議会がございまして、そこでこれまでも数回議論をしておりますけども、11月の中旬にはその基本構想の骨格のようなものをお示しし、年度末までには最終的に決定いたしまして、また皆様にお示しをしたいと考えております。

それから、そういう中で産業の活性化も非常に大事な仕事ございまして、これもこの財政の問題と並行して審議をやっておりまして、11月には具体的な戦略、私どもとしてどう進めるべきかという報告をお出ししてお示しをしたいというようなことを考えておるわけでございます。

いずれにしても、そうしたものが財政の健全化の枠組みの中で実行され、実行されることによって財政の健全化にも役立つといった、お互いに補完する関係にあるわけございまして。そういう点につきましても今後御意見などをいただければありがたいと思っておるところでございます。

これからの御指導、御鞭撻を引き続きお願い申し上げまして、簡単でございますけども私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

「財政健全化基本方針（案）」及び専門小委員会の設置について

委員長

それでは、議事の方に入りたいと思います。

次第の2と3につきましては関連いたしますので、「財政健全化基本方針（案）」並びに専門小委員会の設置につきまして、これはあわせて事務局の方から説明を受けたいと思います。

〔事務局説明〕

委員長

ただいま「財政健全化基本方針（案）」並びに専門小委員会の設置について御説明をいただいたところでございます。

それぞれにつきまして委員の皆様方からの御意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ、何でも結構でございますので積極的に御発言をお願いします。

委員

1つは、「知事から県民の皆様へのメッセージ」にかかわる部分です。「提言」の「改革の視点」というところで、知事に「大いにリーダーシップを発揮」していただきたいと、こういうことを盛り込んでいます。明快な知事の決意と、財政健全化に向けた決意が希薄だと思っています。

特に、「基本方針（案）」の2ページの7が知事の改革の理念とすれば、県民の大方の皆さんが島根にいてよかったという気持ち、さらには県民に豊かさを感じさせる、そういった施策を展開する、そのための財政の健全化が必要なんだということを直截的に県民が受けとめることができるよう、文言にするかどうかは別として、明確にして欲しい。

2つ目は、1ページの4にかかわることです。歳出削減は、暮らしやあるいは企業活動に影響を及ぼすことは、少なからずあると思っています。ただ、こうしたことにせざるを得ないことについて、大変申しわけない、そういった気持ちもここではにじませていただいてもいいんじゃないかなと思います。淡々と記載されていますけども、財政健全化の

ためには大変思い切ったことをしなければならぬ、それについてはぜひ県民の皆さん、申しわけないが協力してほしい、理解してほしい、そういう思いを是非県民に示して欲しい。

3つ目は、2ページの8にかかわるところで、確かに「県民の総力を結集」ということは、そのとおりです。ただ、職員の皆さんお一人お一人が知事と同じ気持ちになって、この財政健全化に向けて努力をしていくという決意が私はないといけないと思っています。

トップダウンとボトムアップ、そういった観点からの回路をできるだけ長く短くしていく、要はわだかまりやごみをためない、そういった積極果敢なことが必要ではないかと思っています。

しかも、10年間という長きにわたっての財政健全化への取組でございますから、これを10年持続するというのは大変なことだろうと思っています。赤裸々に改革の、あるいは財政健全化の状況、こういったことを県民にも当然明らかにしていただかなければなりません、職員のお一人お一人にもそのことがきちんと共有できるような、そういったことをぜひお願いをさせていただきたいと思います。

4つ目は、9ページの3(4)です。特に県の事業の中には、市町村への補助金等にかかわる支出も相当数あります。そういった意味では、県民への理解と同時に、市町村の首長さん及び市町村の行政マン、この方々にもやはり県財政の現状と財政健全化への気持ち、意気込みを共有していただくようなこともぜひ必要ではないのかなと思います。

5つ目は質問です。「集中改革期間」ということが平成20年から23年まで4年間ということでございますが、資料の19ページを拝見いたしますと、確かに先ほど御説明のございましたように4年間の「集中改革期間」を経て、24年以降、徐々にその効果があるということはよくわかります。ただ、「集中改革期間」という名称をあえてつけなければならないのかなという思いもしています。むしろ「集中改革期間」というのは4年ということではなくて10年間なのかなというような思いも実はしているところでございまして、そこら辺もう少し明確に「集中改革期間」という意味合いを御説明賜ればと思います。

委員長

この「基本方針(案)」の中の4点について御意見をちょうだいしたということ、それから最後に一つ、「集中改革期間」という名称と伺いますか、10年間全体を集中してやって均衡に持っていくんだということでは10年間が集中改革期間ではないかと、こ

の辺何か。

事務局

この「集中改革期間」は、8ページの一番上の(2)にありますとおり、これは「抜本的な改革を集中して実行」するということでございます。これは「提言」で「3年から5年程度の期間を定めて、集中的に改革に取り組む」べきであるとされている趣旨を受けて、この「4年間」と定めております。改革の内容は、19ページを御覧いただきますと、「行政の効率化・スリム化」、そして一番県民に影響が及びます「事務事業の見直し」ですね、このあたりにつきましては20年度から23年度で集中的に行っていくというふうなことで、歳出の抑制の取組、もちろん「財源の確保」もやっていきますけども、この関係につきましても20年度から23年度で集中的に行っていく。さらに、その後の道筋というのもこの期間内につけていくということで、この4年間については集中的にあらゆる施策を講じていくということで、この4年間を「集中改革期間」としております。もちろんそれ以降もそれなりに取り組みは続けるんですが、提言の趣旨を踏まえまして、この期間にできる限りのことはしていくというような趣旨で「集中改革期間」としたものでございます。

委員長

そのほかの御意見ありましたら、どうぞ。

委員

1点目は、18ページにあります「2 今後の財政運営のあり方」の(4)の「県民の皆様積極的に説明し、県民のご理解を得ながら財政運営を行います。」というものの具体的な方法について教えていただきたい。

もう1点は、人数の削減が1,000人から1,500人、事務事業の見直しによるものですが、県の職員の方というか、何千人もいらっしゃる鳥根県では最大の企業ともいえるということで、雇用の確保という大切な任務を背負っているのではないかというふうに思いますが、雇用についてのことが述べられておりませんので、教えていただきたいということでございます。

委員長

それじゃ、まず財政運営の、「理解を得る」あるいは「説明する」という具体方法について。

事務局

県民に対する「説明」ですとか、「ご理解を得ながら財政運営を行う」ということで、これにつきましては、基本方針に基づく予算編成の内容、あるいは適時に収支見直しを見直していきますので、その収支見直しの状況、そういったものを県の広報あるいはホームページなどを通じて積極的に情報提供させていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、この「基本方針(案)」を立案いたしましてお示しした後におきましても、例えば経済団体等からそういう御説明の機会をいただければ、そういうところに出向いて御説明するとか、いろんな県の会議などで財政改革の必要性について、あるいは状況について御説明申し上げるなど、あらゆる機会を通じて情報提供、御説明をしていきたいと考えています。一番早いのは、まずホームページで公開するというようなことが考えられますが、そういうあらゆる機会を通じて情報提供、説明をさせていただきたいと思っております。

それから、職員定員について500人程度を追加削減することで雇用の点はどうなんだということですが、やはり毎年度200億円台半ばの大幅な収支不足が生じております。これはこの「基本方針(案)」の中にもありますとおり、法人、個人合わせた県民税を大幅に上回るような多額でございまして、この収支不足を解消していくためにはやはり財政規模を縮小していかなければならないわけです。そうなりますと、県の事業というもの、仕事というものを真に必要なものに今は絞っていかなければならないと。それに伴って人員も、やっぱり仕事があつての人員ですので、事務事業の縮減に伴って人員も削減していかなければいけないと、そういうことでこの定員の削減はせざるを得ないわけでございます。

ただ一方で、はじめの「知事から県民の皆様へのメッセージ」でも書いておりますとおり、県の産業活性化あるいは雇用対策のための会議でいろんな方策を今話し合っております、そちらのそういう産業振興施策あるいは雇用確保のための対策といったことで、あくまで民間主導のそういうふうな雇用確保が図られるようにというようなことで力を入れていくのが政策の方向ではないかと考えているところでございます。

委員

ここで広報論を述べるつもりはありませんが、ホームページ、ホームページというふう言われるんですけども、情報弱者というか、果たして一方でホームページを御覧になっていらっしゃる県民がどのくらいいらっしゃるのか把握しながら、県民に対する発信で

はなくて受け手側の到達率が問題だと思うので、その辺も十分精査というか勉強をしながら発信をしていかないと、ともすれば一方通行の情報伝達というか通達に終わってしまうおそれがあるので、一方通行にならないような形の広報の手段というのを常に考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと若い人たちの雇用の人数なんていうのは、まだ当然わからないわけですね。続けるということは続けるということですか。

事務局

現在でも行政部門で約30人程度採用しております。今後は退職者の状況ですとかあるいは事務事業の見直しの状況によって変動し得るものでございますが、現在のところ採用停止とか、そういうことは考えていないということでございます。

委員

この「(案)」で財政健全化が完成した後、職員の年齢構成のピラミッドは一体どのような形になるとお考えか。どのような年齢構成が予見されるのか、また、その予見に基づいてどのような施策が可能なのか、教えていただきたい。

知事

大変重要な御指摘でございます。大ざっぱに言いますと、これから年間200人前後の団塊世代の方々のリタイアが起こってくるわけですね。その分をすべて補充しないわけにはいきませんので、仕事は残りますから。事務事業が減りながら他方で退職される方がいる、その差をやはり新規雇用ということでやらなければなりませんから、かなりの数の新規雇用はあるわけです。それを普通ですと新卒者でやるわけですが、ほかのやり方がいいのかどうか、おっしゃるような年齢構成とかも考えながら、これからちょっとよく勉強をしなければならないと私は個人的には考えております。

それから、民間との交流のようなこともきっとそういう中で考える余地があり得るんじゃないかと、頭の中ではアイデアとしてありますけども、そういうものもいいのかどうか、可能なのかどうかといったような実施面のことは、予算そのものもそうですけども、これ基本方針は大きなまだ枠組みでしかないんですね。枠組みだから詰まってないじゃないかというのはむしろ逆なんでありまして、ある意味で大枠をある程度定めていけませんと個別のものが決められないという両方あるわけございまして、当初は非常に大枠として基本方針を定める。それに基づいて毎年度の予算編成をやっていきますと。それからあるいは雇用をどうするかというのも毎年考えます。やりますと今度基本方針でいいのかどうか

というチェックを毎年しなきゃいけないから、それを基本方針とやりとりをやりながら望ましい方向をまた見つけていくと。そういう過程でまたこの改革推進会議の皆様にも御意見をちょうだいしたいというのが私どもの考えでございます。

それから、改革についての知事のリーダーシップ、委員さんの御指摘のあった点、大変私ども、私自身がやらなきゃいかんと思っておりますが、当座の話としては、先ほど御説明いたしましたように、「行政改革推進本部」という場をつくりまして、そこで県庁内で内なる改革を進めるようにする。それは上からすると同時に、やはり内部から。例えば今回ですと若手の職員が改革の案をいろいろ出してくれたんですけども、そういうものは、直ちに実現できないものもありますけども、私は大きな刺激になったと思いますね。若い職員が給与の問題でありますとかあるいは仕事の仕方の問題について、かなり清新なアイデアを出しておられるわけです。そういうものがあるということが、やはり県庁の職員全体がこういう方向に向かわなきゃいかんという気持ちを醸成するのに非常に大きな役割を私は果たしてくれたんじゃないかと思えますね。そういう中でも、今は実現できなくても今後実現できるものもありますから、そういうものも今後の改革のプロセスで検討、採用できるかどうか、あるいは採用するためにはどういうことを変えたらいいのか検討したいと思っております。私はそういう意味で、中でいろんな議論が出るようにしなきゃいかんと思っているんです。私自身もいたしますが、やはりみんながリーダーシップとチームワークというのがバランスよく進む必要があるというのが私の考えでございます。

それから、将来島根がどうなるんだと、どう持っていこうとしているという、そういうところが見えないという、これはおっしゃるとおりでございます。またその部分は財政の「基本方針（案）」の中に入っていないわけでございます。それは冒頭ちょっと申し上げましたが、「島根総合発展計画」の中で示していく、あるいは産業振興、産業活性化の会議をやっていますが、そういう中でお示しをしたいと。

これについても、先にそれを示すべきじゃないかという議論があるんですけども、それもやっぱり両者が相互に依存する関係になっております。例えば「島根総合発展計画」を考えたときには、じゃあ財政の制約というのはどう考えたらいいかというのがないと描けないという面があるわけでございます。やはり本当は財政の問題と産業発展、経済の問題というのは同時決定したらいいと思うんですけども、実際にはそうはならないわけでございます。

私の考えでは、当面財政による制約というのが大きな制約として、無視できない制約

としてありますから、その部分の大枠を押さえて、その次に作業の手順としては経済全般あるいは産業の発展、そういうものに踏み込む方がいいと。今度は、そっちができますと、また産業が発展しますと財政に好影響を及ぼすという面で相互作用が出てくるわけでございまして、仕事の手順としてはやや先が見えない、現時点では見えないんでそういう御不満が、御指摘もあるのは私どもよく承知していますが、何もしないわけではありませんで、やりつつありますので、もうしばらくお待ちいただきたいということでございます。

それから、財政の悪化の原因、それについての評価についての御意見がありました。これは「基本方針(案)」の「 財政の現況」のところで書いておりますが、1つは、やはり島根県は依存財源が非常に大きいわけございまして、それが交付税の減額という形で、近年予想しない形で県の財政に影響を与えたというのが最も大きい原因であります。他方で遅れていた社会資本整備を行うために公共事業等やってまいりまして、そのペースが速かったということはあると思いますが、ただそれはいろんな御意見もあります。無駄なものもあるんじゃないかという御意見もありますが、多くのものはやはり後世に残る資産として残っているわけでございます。私の見方とすれば、収入の増え方等と比べてややバランスを欠いていたという面はあるかと思いますが、そのバランスを今直そうとしているのが私は財政改革の目的じゃないかと思っております、原因等についても書いているところでございます。他方で給与のカットのように人事委員会の勧告制度がある中で、それと違う給与の減額ということをしなきゃいかんということは、これはまことに私どもとして心苦しいことでありまして、職員組合の方々ともよくこの御理解を得られますように、できるだけ多くの対話、交渉をして、御理解を賜りながら減額についてもお願いをしようというふうに考えております。

それから、これから改革を進める間、県民の方々に理解を得るためにどういうふうにして情報を提供するのかというお話が委員さんからありましたけれども、私は、やはりこの「改革推進会議」を設けたということが情報発信の1つの大きな手段だと実は考えてきたわけでございます。この場でいろんな議論がなされると、それが黙っていても重要な課題としてメディアが報道してくださる。それが県民の方に届く非常にいいチャンネルでございまして、引き続きそういう意味で改革推進会議にもフォローアップの議論をいろいろしていただきたいと思っておりますし、専門的な課題につきましては小委員会でも御議論をいただきたいというのが私の考えであります。

とりあえず今の時点で私からの申し上げるのはそういうことでございます。

委員長

ほかに御意見、何かございましたらお願いしたいと思います。これから最終的にこの基本方針を県の方でおまとめになるわけでございますが、これはたたき台というか「(案)」ということでございます。しっかりと御意見を賜った上で、また県の方でお考えいただくということでございますので、忌憚のないところでどうぞよろしく申し上げます。いかがでございましょうか。

委員

非常に内容もきちっと整理しておられて、見やすいと思っております。先ほど委員からもございましたけれども、「2 今後の財政運営のあり方」の(4)のところですが、「財政の健全化の度合いを測るための分かりやすい指標を用いて」という表現をしていただいておりますが、「分かりやすい指標」というのはその都度その都度変わってもいけないわけです。そうすると何が指標なのか。今私どもの認識の中では10年間で収支均衡、これって実はやりとげるには大変なことなんですが、外から見ると当たり前じゃないかとも映り、そここのところがなかなか難しいと思うんです。なら指標は何かと、この資料をずっと探してみますと、実質公債費比率が29年で16%切ることになっています。ただ、都合が悪いのは、途中でちょっと上がってしまいますので、これを目標にするとなかなか説明しづらいという話にもなるのかもしれませんが、なら1兆円近い県債の残高がどうなっていくのかということもあります。財政改革が実感できるような指標というのは何かできないものなのかなと。

確かに毎年毎年の収支じりは改善してますよという話は、時系列ではなくその都度その都度の予算での確認になるわけですが、これから10年間改革を続けていくロングランですよ。そこで何といいですか進捗状況がわかるようなベンチマークというものがないものかなと考えます。これは老婆心ながら、そういうものをお示しになれば分かりやすいのではないかと考えている次第です。

知事

大変有益な御助言でありまして、確かに実質公債費比率で見ますとやや抽象的ではありますが、残高で見るとかなり減ってまいりますから、10年後で今の試算ですと8,000億ぐらいですね、2,000億ぐらい残高が減るというようなことになりますね。それで実質公債費比率ということであれば、今18.1%が、さっきおっしゃっておられるように16%を切る、15%台になるといったぐあいで、実際はまだ本当は高いかもしれない

んですね、実質公債費比率ということで見ますとね。それでも15%台になればいろんな変動にたえ得るかなというのが私どもの見方であります。そういう意味じゃ残高のようなものを、この中に残高の推計のようなものを示していくのも一つのやり方かもしれません。

委員

非常にわかりやすい資料で、勉強させていただきました。

委員の質問とも若干絡むところですが、やはり私もこちらの県に来まして、世の中というのは私も含めてあまり制度のことを知りません。1人当たりの地方債の残高が島根県は日本で一番だとか。例えばこの「基本方針(案)」でも4ページの上のところ、「類似県と比較してかなり高水準の地方債残高」とされています。残高のお話は今、委員の御質問に対する回答を聞いてて、そうだなと思いました。

これは確認だけの話なんですけれども、資料では長い財政見通しをおつけになっています。その御説明を今聞かせていただいていると、つまりこの改革をしていくと、公債費の負担というのも大分小さくなってきて、つまり一般財源の硬直のところが大分やわらかくなってくるんだなということが非常によく分かりました。この資料の中で、「(資料2)」は改革を行わなかったときの硬直的な公債費の数字だけですが、試算だからなかなか難しいのかもしれませんが、例えば改革を行う場合の公債費の試算を載せると、何らかの優位性が明らかになるということはあるのでしょうか。

事務局

公債費は、概ね10年後の平成29年度ですと、改革を行わない場合よりも約40億円減少するというふうな試算を立てさせていただいているところでございます。そういった意味では、公債費の水準は約40億ほど落ちていくといったものでございます。公債費は徐々に効果が上がってくるものですので、そのような見通しを立てているところです。

委員

こうした会議に出まして、最初の会議からメディアの方がおられて、そして一般の方がおられて公聴会まで開き、今まで経験したことのない会の中において、情報開示ということをこれ程意識したことはありませんでした。ただ、行政のデータというのはなかなかわかりづらいし、それがどこまで開示されているか一般には分かりません。この間、資産と債務管理の改革の取組について格付みたいなものが「東洋経済」の「都市データパック」に出ており、その中に各都道府県で何%それが達成されているかというものがありました。具体的には、バランスシートや行政コスト計算書の作成と公表の状況についてですが、こ

れですべてをはかるわけではありませんが、特別会計を含み、公の財務内容は、やはりできるだけオープンにしていければいいかと思います。

それでもって、県の行政にものを言いたいという方がおられる地域がやはり活性化する地域であるように思いますので、前向きにやっていただきたい。今後の情報公開について感じていることを言わせていただきました。よろしくお願いします。

事務局

この「基本方針(案)」の中にも、14ページの(5)の の2つ目でございますが、「企業会計・特別会計について情報開示を徹底し」というふうにさせていただいております。今後財政健全化法で、特別会計、一般会計含めた連結で赤字の状況を把握して公開するというふうなことでございまして、そういう作業あるいはわかりやすい情報提供を通じまして、この情報開示を徹底してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

委員

私はこの「(案)」を拝見いたしまして、一般県民が読んでも、ああ、こういうことをするんだということがわかりやすく表現してあるなと思いました。しかもこの中で、改革推進会議の中で出ていましたことがうまくまとめ上げてありますし、「定員削減」とか「給与カット」とか、かなりしんどい思いをしてやられたんだろうなと。ここまでなさってくださったかという思いを私は持っております。

そして、やっぱり知事さん以下、県職員の方がここまで覚悟を決めて踏ん張るならば、県民もついていこうよというような形になるのではないかなと今期待しているところです。

そして、「公の施設の見直し」とか、それから「外郭団体の見直し」、そういうところまでもきちっと踏み込んでありますし、新たなハードは必要にならない限りつくらないというあたり、かなり厳しいところまで押さえてますよね。これが歯どめになって、県民にこういうものなんだということを認識してもらえんかなと思っております。

ある意味、知事さん以下、県職員の方々がこれからやっていく中で、本当にこの「集中改革期間」というのは何年にしようかということはこの会議の中でも議論されました。この「集中改革期間」の中にこれだけ本気でやるんだよというふうな姿勢も見えんかなと思っておりますし、「集中改革期間」が終わってもだれたらいけないんだよということも読み取れます。また10年というところも確認してありますし、非常にいい形でまとめてあるのではないかなと思っております。

今回のこの財政健全化基本方針によって、行政と県民が一緒になって取り組んで、目指していくところがはっきりと見えてきたのではないかと思います。そういう意味ではとてもいい案だと思っております。ありがとうございました。

委員長

予定した時間はまだもう少しございますが、特になければ。ただ、短時間ではございましたが、かなり厳しい御意見、厳しいといいますが、我々も何とかこの県の財政のためにという立場でいろんな角度から意見を申し述べたつもりでございます。どうぞそれらをまた御参考にしていただいて基本方針をまとめていただきたいなというふうに思っております。

閉 会

委員長

そういたしますと、本日予定しております議事はこれですべて終了でございます。

知事さんも最後までおつき合いいただきましてありがとうございました。何か御感想でももしございましたら、お願いしたいと思います。

知事

本当に短期間で網羅的に全体を見渡した「提言」をいただきまして、それが私どもの作業の大きな基礎になったわけございまして、本当に感謝申し上げる次第でございます。

この「(案)」について、いろんな評価が既にあります。議会の中でもいろいろ議論もございます。それから職員組合の方々の御意見もあります。それからもう一つ、これは前からあるわけですが、「提言」そのものも過去と余り変わらないじゃないかと。つらつらよく考えてみますと、過去もやはり厳しい事態に直面して、その都度最善の努力をしてこられたわけでありまして、そういう中で今回もさらに厳しい、積立金が非常に少なくなっておりますから過去よりもさらに厳しい状況にあるわけでございますけども、そう目新しいことはないということは、やはり過去から続いてきた努力を継続しなきゃいかんということじゃないかと。そういう御提言を出していただいたということが、我々が進もうとする道についての大きな示唆、助言になったというような感じがするわけでございます。それが第1点ですね。

それから第2点は、やはり国の政策に依存する部分かなりございますし、これについてはもう少し政権与党を中心に、あるいは野党もそうかもしれませんけれども、もう少し

地方にも目を向けた政策が必要だという動きもあります。これがどういうふうに展開するかはわからないわけでございます。それからもう一つ大きな要素は、経済情勢ですね。世界全体見渡しますと、やはりアメリカ経済の先行き不安から世界的に株価の低落が起こっておりまして、こういうものが日本経済にどういうふうに影響を与えるかも。そうするとそれは島根県などにも影響が及ぶわけございまして、そういう意味で、我々の示している試算も現時点での見通しと申しますか、前提条件に基づいたものでございますから、そういう変化に応じてこれからも見直していく必要があるかもしれないということでございます。

そんなようなことを考えながら、県内でもいろいろな御意見がありますから、これからもお聞きし、それから県議会も9月議会、来週から始まりますが、議会での御意見もよくお聞きしながら、10月末に基本方針を最終決定したいと思っております。

また引き続きお世話になりますので、よろしくお願い申し上げます、私の感想とさせていただきます。ありがとうございます。

委員長

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

なお、次回につきましては現在のところ未定でございますので、また改めて開催する必要が生じたときには御案内をさせていただきたいというふうに思います。

本日はどうもありがとうございました。